

定 款

アストマックス株式会社

2020 年6月 25 日 改定

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、アストマックス株式会社と称し、英文では ASTMAX Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号の業務を自ら営む、または、次の各号の業務を営む会社(次の各号の業務に相当する業務を営む外国会社を含む。)、組合(次の各号の業務に相当する業務を営む外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

- (1)商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資顧問業務
- (2)金融商品取引法に規定する金融商品取引業務
- (3)金融商品取引法に規定する金融商品仲介業務
- (4)商品先物取引法に規定する商品市場における取引等、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引を行う業務
- (5)貸金業法に規定する貸金業その他金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介に係る業務
- (6)金融商品取引業等に関する内閣府令に規定する不動産関連特定投資運用業
- (7)前各号の業務の外、金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が営むことのできる業務
- (8)次の物品の売買、仲介並びに輸出入貿易または代理業
 - イ 穀物及びでん粉等の農作物、牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵等の畜産物、魚貝及び海藻等の水産物、その他の食品
 - ロ 粗糖、精糖、黒糖、ビート糖等の糖類
 - ハ 乾繭、生糸、綿花、綿糸、綿布、毛糸、人造絹糸、ステープルファイバー糸、その他の繊維
 - ニ 金、銀、白金、銅、パラジウム、アルミニウム、その他の非鉄金属及び鉄
 - ホ 木材、合板、油脂、樹脂、ゴム等の物資
 - ヘ 原油、天然ガス、電力等のエネルギー及びガソリン、灯油、軽油、ナフサ等の石油精製品
- (9)商品取引所における上場商品、金融商品、(原油、天然ガス、電力等の)エネルギー等に関する情報及びその運用に関する情報提供業務及びコンサルティング業務
- (10)有価証券(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる権利を含む。)その他の資産等の保有、管理、運用及び取得等の投資事業
- (11)企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携及び組織再編に関する調査、企画並びにそれらの斡旋、仲介
- (12)資産の管理、運用に関する情報提供サービス及びそのコンサルティング
- (13)他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
- (14)農林水産物の生産並びに加工・販売に関する事業
- (15)再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業
- (16)ガスに関する事業
- (17)リース事業
- (18)その他前各号に付帯する一切の業務

2. 当社は、前項各号の業務に付帯関連する一切の業務その他前項の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,600 万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる事項
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。但し、当会社が譲渡すべき自己株式を保有していないときは、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社は、毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに予め代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれ招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程に

よる。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除等)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31 日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30 日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払確定の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

2012 年 10 月 1 日 施行

2013 年 6 月 26 日 改定

2015 年 6 月 26 日 改定

2019 年 6 月 26 日 改定

2020 年 6 月 25 日 改定